

令和6年4月1日から「地番図の写し」の交付を開始しました。

地番図とは

地番図とは公図と同様に土地の形状と地番を表示した図面で、固定資産税の課税資料としてパソコン上のデータとして保管しているものです。

対象地域

市内全域(浦山地区、大滝地区の一部を除く)

公図の写しよりも便利になった点

- ・本庁舎でも、各総合支所でも市内全ての地番図が交付できます。
- ・字堺で図面が途切れることなく印刷ができます。

注意事項

- ・土地の位置関係を示すために作成したものであり、公図や現況と形状が異なる場合があります。
- ・官公署へ提出する資料としては使用できません。(法務局の公図の写しを使用してください。)
- ・面積を算出したり土地の境界を特定できるものではありません。
- ・地番図の更新は毎年4月に行い、その年の1月1日時点の状態を反映したものになります。

用紙サイズ及び縮尺

用紙サイズはA3で、縮尺は1000分の1、600分の1、500分の1から選べます。

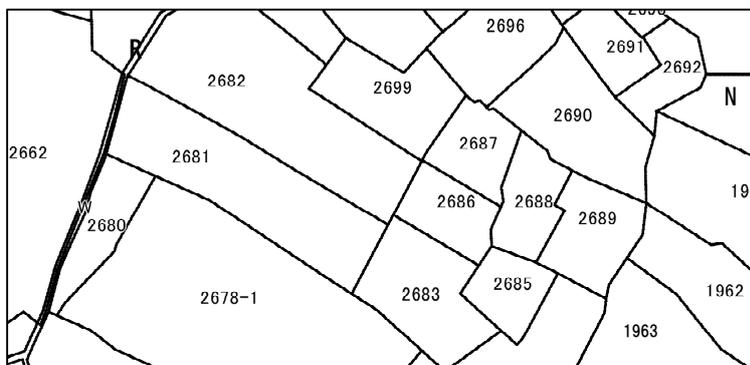
交付手数料

1枚につき150円です。

交付窓口

資産税課(本庁舎)、各総合支所市民福祉課

地番図のイメージ



「R」は道路、
「W」は水路、
「N」は無地番地、
の意味です。

問い合わせ

資産税課 TEL0494-25-6076(直通)